

室以外へ出ないことにして形勢を傍観してゐる」とのことに、然らば我々は電正會の名に依つて此怠業を解決しやう」と答へてそれより電正會では工場内各組より二名以上宛の委員を選び同夜市内某所に會合協議の結果其中から更に特別委員として青柿真一郎、伊藤友次郎、濱崎鐵太郎其他十數名を投票に依つて決し愈々正式に會社へ要求を提出することとなつた。而して其翌日委員は職工一同に對し「我々は献身的に要求貫徹のため努力するから其代り諸君は平常通り作業に従事されたし」と交換條件の如く誓約して職工を鎮壓し同時に交渉委員は電正會名義の要求書を提げて七月二日午後二時會社重役と會見第一回の折衝を試みた。然るに會社は「電正會の名は會社が認める譯に行かぬ」との理由を以て當日の會見は非公式に終つた爲め委員は更に協議の結果要求書に電正會の名を削り電氣工作部職工一同と改め、同時に要求条件の一部を改竄して四日午後二時第二回の交渉を試みた。然るに會社重役永留氏は「社長歸國まで提出を延期せよ然らざれば拒絶の外なし」との回答を與へられた、め交渉委員は重ねて「我々は職工鎮壓のため努力をなしつゝあるに拘らず一應の考慮もなく要求書を突返されては今後の事態圓り難し」と要求書を受附け社長の手許へ送附された」と乞ふたが之さへ肯かれず更に重ねて「然らば要求条件を我等の手で歐文として提出すべければ電報を以て送附されたし」と懇願したが之の亦「緊急の問題に非ず」との理由で拒絶された。交渉委員は最早策の施す術なく此旨を職工一同に報告した工場内には不穩の空氣漲り翌五日は再び怠業の状態に陥つた。隨つて委員は此際何等かの方法を以て職工を鎮壓し社長歸國まで従業せしむるの必要を感じた。而も委員には公然職工の退去を命令する權利なく隨つて之が鎮壓にも非常の困難を感じたのである。茲に於て職工一同と特殊の契約を結び社長歸國まで不穩に従事せしめんがため工場管理權の獲得に奔走した。其結果六日朝左の如き誓約書を作り職工一同の調印を得ることとした。

誓約書

- 今般川崎造船所對書々の爭議に關し左記の條項堅く相守り如何なる事情あるも決して違背致間敷候事。
- 一、要求條件貫徹は勿論將來の團結の義務
 - 二、工事の着手又は停止は總て委員の指揮に従ふこと
 - 三、委員會の承認せざる各種の文書の交付を受け又は發送せざること
 - 四、團體の利益に反する言動をなす又は會社側の訊問に應ぜざること

五、總て運動に要する費用負擔の義務並に今回離出したる資金中剩餘を生じたる場合之を組合基金として積立つること。
右誓約依て如件
大正十年七月 日

之を以て委員は職工を慰撫し労働時間を短縮して從來通り能率を擧げしめ以て社長歸國まで不穩を保持する覺悟であつた。然るに此調印未了に先立ち特別委員たる青柿、伊藤、荒井、前田、尾川、兒山、山邊の七名は突然會社から誠首を言渡された。會社のため職工のためにした總ての計畫は此の誠首に據つて水泡に歸して了つた。誠首されたる委員は會社に對し「事を圓滿に結ばれんがため凡ゆる努力を傾倒した我等委員を誠首することは不當ではないか、尙我々が受けた解雇手當は豫想以上に多かつた之を全職工にも適用さるゝや」と詰問した處「解雇は不當に非ず手當を全職工に適用するか否かは發表出来ぬ」との回答であつた。更に此の手當は「勤続年數給料成績は參酌したが家族に就いては考慮せぬ」との説明であつた。我々は青標隊の暴行兇行及び誠首の不當に關して本日重役の責任を問ふ考へである。要するに重役の態度は餘りに高壓的であつた。同じ拒絶するにしても少し婉曲にやつて貰へば此麼結果にはならなかつた事と思ふ。

大正十年七月八日
電氣工組合 電 正 會

三菱八日の狀勢 三菱の七月八日は怠業と示威運動の一日なりき。同日に於ける造船所の出勤率は九割八分を算し、殆ど給料支拂日と同様の好成绩を呈したり。是より先同日造船所正門には爽早より兵庫署の警官隊一萬枚のピラ（前掲注意書）を携へて出勤職工に手交するあり。一方内燃機罷業職工三百餘名は「正義人道の敵を仆せ」の銘旗を押し樹て労働歌を唱へて出勤職工に向け示威運動を開始し忽ち警官隊に解散を命せらるゝ等多少の混亂を演じたが、造船部職装、船殻以外の各工場は、持場に拱手して就業せず。止むなく會社は前日通り各課長の見込を以て九時頃より順次職工を歸宅せ